

岬町既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

制 定 平成19年7月1日
最終改正 令和3年12月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震診断の実施を促進するため、本町に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対して、岬町既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅又は併用住宅（いずれも混構造含む。）に該当するものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号の指針に基づき行う耐震診断をいう。
- (3) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断の対象となる建築物及び設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (4) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいい、その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含むものとする。
 - ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 建築士法第2条第1項に規定する建築士で一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成24年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習を受講し、「講習終了証明書」の交付を受けた者
 - ② 公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、受講修了者名簿に登録された者
 - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下これらを「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第2項の一級建築士及び同条第3項の二級建築士で、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録された者
 - ウ その他町長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (5) 協力機関 一般財団法人大阪建築防災センター及び一般社団法人大阪府建築士事務所協会に加入している団体で補助金交付事務の一部代行及び耐震診断技術者のあつせんを適正に行うことができると町長が認めたもの

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に適合し、次の各号に

掲げる要件に該当するものとする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住している又は木造でこれから居住しようとするものに限る。）又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（現に使用しているものに限る。）であること。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象建築物の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定既存耐震不適格建築物 耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費、修繕費を除く。以下この条において同じ。）の2分の1に相当する額とし、1,000,000円を限度とする。

(2) 木造住宅以外の住宅 耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1に相当する額とし、1戸当たり25,000円を限度とする。

(3) 木造住宅 耐震診断に要した費用の11分の10に相当する額とし、1戸当たり50,000円を限度とする。ただし、耐震診断に要した費用の額は、補助対象建築物の延べ床面積1平方メートル当たり1,100円とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、岬町既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岬町既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、岬町既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（耐震診断の着手）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに岬町既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助決定者は、第7条の通知書を受け取った日から10日以内に限り、第6条の規定による申請（以下「交付申請」という。）を取り下げることができる。

2 交付申請を取り下げようとする者は、岬町既存民間建築物耐震診断補助金交付申請取下書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の取下書を受理したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(耐震診断の変更)

第10条 補助決定者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに岬町既存民間建築物耐震診断補助金内容変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、決定の内容を変更し、岬町既存民間建築物耐震診断補助金変更通知書（様式第7号）により補助決定者に通知する。

(耐震診断の中止)

第11条 補助決定者は、耐震診断を中止しようとするときは、速やかに岬町既存民間建築物耐震診断補助金交付中止届（様式第8号）により町長に届け出なければならない。

(耐震診断の報告)

第12条 補助決定者は、耐震診断終了後、岬町既存民間建築物耐震診断報告書（様式第9号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の報告書を受理したときは、当該報告の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、岬町既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第10号）により速やかに補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、請求書に町長が必要と認める書類を添えて、当該補助金の交付を町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の請求書を受理したときは、当該請求の内容を審査し、適正と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第16条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、岬町既存民間建築

物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、岬町既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第18条 町長は、補助決定者に対して、補助対象建築物の地震に対する安全性の向上を図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則（平成30年9月25日要綱第21号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日要綱第6号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日要綱第83号）

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。